

# MMCニュース 経営情報

2024年8月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

## キャッシュレス売掛金 数百万円の入金もれ発覚

政府をあげた「キャッシュレス決済」導入から数年が経ち、顧問先の皆様においては同制度を導入したり、決済額が増加したりなさっている事と思います。

そんななか、シェア1位を誇る大手キャッシュレス会社で決済額の入金もれが発覚しました。その金額は数か月間で800万円弱と高額なものでした。

キャッシュレス決済の入金もれ・・・顧問先の皆様からすると売掛金の入金もれですので、資金繰りに直結する大きな問題です。実は、顧問先の皆様において売掛金の発生と入金を細かくチェックしている方は、ほとんどいらっしゃいません。今回の問題発覚も発端となったのは、決済会社側からの申し出によるものでした。しかし、このような問題が実際にあった以上、調査の必要性は高いものとなります。キャッシュレス決済額が増加しているなかでの調査(チェック)は大きな負担になります。まずは、ある一定期間(例えば7月に発生したキャッシュレス売掛金の入金に誤りがないか)のチェックをしてみたいかがでしょうか。場合に

よっては、決済会社に調査依頼のうえ、結果報告をお願いしてみるのも選択肢のひとつかも知れません。

## 税務調査 プライベート通帳含め 税務署は事前に 把握している！？

一つの税務署管内に提出される申告(法人・個人)に誤りがないかをチェックするために行われる手段の一つが“税務調査”です。税務調査において税務署員には法律で質問検査権が認められています。

仮に、あるリベートを隠ぺいするために、そのリベートをプライベート通帳に振り込んでもらったとします。税務調査といえどもプライベート通帳を見せる義務はないだろうと高をくくっていると痛い目にあってしまいます。

税務署員が「正しい調査のために必要と判断した場合」プライベート通帳の確認は法律で認められている(質問検査権)のです。また、これには本人の許可は不要とされています。問い合わせを受けた銀行は、同様に本人の許可を得ることなく税務署に提示する義務を負っているのです。(義務を果たさないと銀行がペナルティを負ってしまいます)

納税者(皆さん)からすると、「プライベート通帳確認の必要性を、調査の過程で判断するのではなく、始めからそのような判断をするのはおかしい!」「調査の手間を省くためだけの怠慢だ!」と言いたくなるころでしょう。「断固拒否すればよい!」と書かれているノウハウ本があるようですが、返って悪い結果になってしまうことが多いです。透明性をもって税務調査に協力する姿勢を示すことで、時間や手間が省けることは多々あります。これは皆さんにとってもメリットと考えてみてください。何より収益の計上漏れにはお気を付け下さい。

## 保険金の請求 契約者が意識不明の場合 どうすればよいか！？

2023年10月号で取り上げた記事ですが、再度注目度が強まっているので、改めて紹介させていただきます。

契約者が死亡した生命保険金の請求は遺族(法定相続人)が行います。一方、生前給付金(がん保険等の医療保険・重度障がい者になってしまったことで請求できる給付金)において、契約者本人が意識不明になったり認知能力不能になったりした場合はどうすればよいか？当然、契約者本人が請求することは不可能です。この場合の保険金請求の方法は以下の二つあります。

① 契約者に成年後見人を付けて、その方から請求してもらう方法。…裁判所での手続きが必要なため何ととっても煩わしい！

② 指定代理請求人を登録する

…保険会社に事前に登録する必要がありますが、上記①に比べると手続きがラク！

上記②の制度は保険会社も推奨している制度です。

被保険者が“がん告知”を受けて保険金が請求できる契約で、がんの事実を被保険者に告げたくない場合にも、②の制度は有効となります。ただし、この制度にデメリットがあるとすれば、指定代理人は契約者に黙って給付金の請求ができるため、そのことでトラブルになる可能性があることでしょうか。

他方、保険金請求以前に契約者や被保険者が死亡または認知能力が低下して、ご家族ではどの保険会社にどれだけの保険契約があるか不明なケースがあります。そんな事態を回避すべく、生命保険協会では以下の要件を満たした方が同協会に照会すれば契約の有無が分かる制度を用意しています。

- 契約者が死亡した場合は法定相続人やその代理人
- 契約者が認知能力低下した場合は法定代理人や3親等内の親族等

インターネットか郵送で照会申込みをすると、同協会は加盟42社に照会した上で、契約の有無をまとめて回答

するとのこと(利用料3千円)。死亡確認できる戸籍謄本や住民票等の公的書類や認知能力低下を確認できる診断書などが必要となります。

ご注意くださいのは、生命保険協会が行うのは、契約の有無だけとなります。契約があった場合の契約内容確認や保険金請求は別途個別に行う必要があります。(先述の成年後見制度や指定代理請求人制度)

2011年の東日本大震災以降、同協会は同様の制度を設けていましたが、本制度はそれをさらに利用しやすくするものとなります。なお、災害時の利用料は無料とするそうです。

## 地銀62行が共同で 新サービス開始予定 各種変更手続きを一括で

全国地方銀行協会(地銀協)は、加盟する地銀62行の共同事業として、引っ越しに伴って必要な住所変更手続きを一括してオンライン上で行えるサービスの提供を2025年2月を目途に始めることを発表しました。利用者はスマートフォンとマイナンバーカードを使い、自治体の転出届の提出や62行の口座の住所変更などを行うことができます。

2024年10月を目途に、62行が出資する地銀ネットワークサービスとTOPPANエッジで運営会社を設立します。利用者は無料でサービスを使うことが出来、利用料は地銀などが負担するとしています。地銀にとっては利用者の利便性向上を図れるほか、口座の住所変更の着実な実施につなげる狙いもあります。

地銀協は、1年後には電気・ガス・水道の契約先の変更手続きもサービスに加える計画です。62行だけでなく、第二地銀やメガバンクなどの連携も視野に入れているそうです。利用者からすると都市銀と地銀との主導権争いで不具合が起きないことを願います。



MMCホームページ



YouTube



10年目を迎えました